

三川町のごみ減量・

リサイクルの取組資料

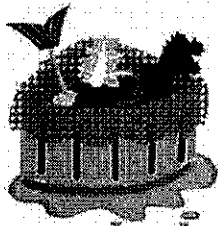
「ちょっとしたこと」が ごみの量を減らす!

ごみ減量術の紹介

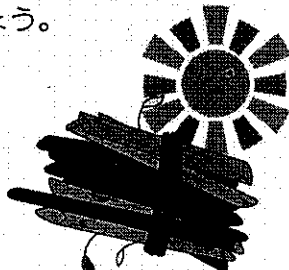
家庭から出るもやすごみの中で特に多いごみが「生ごみ」や「紙類」です。こうしたごみを減らすため、皆さまに取り組んでいただきたいごみ減量術を紹介します。

減量術① 生ごみは水切りを十分に・剪定枝や落ち葉は乾かしてから

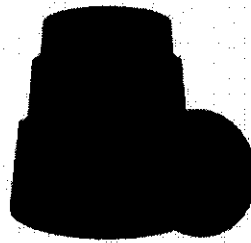
生ごみは水分を多く含んでいるため、水分の量だけ重さが増えます。そのため、次のような点に気を付けて捨てましょう。



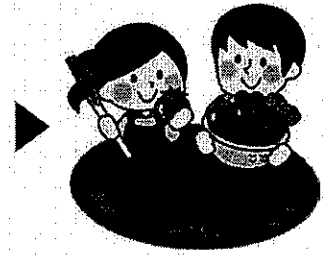
水切りネット等で十分に水分を切ってから捨てる



庭木の剪定枝や落ち葉は、十分に乾燥させてから捨てる



家庭用生ごみ処理機やコンポストを利用する



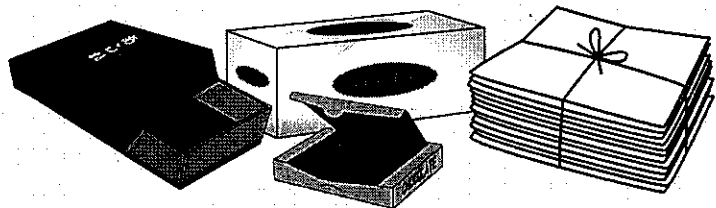
生ごみを堆肥化することで家庭菜園などに利用できます

減量術② 雑がみは捨てずに再生利用

「雑がみ」は、再生利用できる貴重な資源です。ごみとして捨てずに、資源回収に出すか、町の資源リサイクルステーションに持ち込んでください。

○再生利用できるものの例

①マークのある紙製容器包装の箱や袋、ティッシュペーパーの箱、お菓子の箱、パンフレットやカレンダー、包装紙や紙袋、封筒やはがきなど



減量術③ 「食品ロス」をなくす

○食品ロスって何?

食品ロスとは、食べられる食品を食べないで捨ててしまうことです。日本での食品ロスの量は「年間600万t」とされ、その約半分は家庭から発生しています。



○食品ロスをなくすために

食品を買うとき、外食するときなどには、「食べきれぬ量」を購入・注文するようにしましょう。



国民1人当たり食品ロス量

1日 約130g

※茶碗約1杯のご飯の量に相当

年間 約47kg

※年間1人当たりの米の消費量(約54kg)に近い量



これは日本人1人が毎日茶碗1杯分のご飯を捨てている計算に!!

資料：総務省人口推計(平成30年10月1日) 平成30年度食料需給表(確定値)

「ちょっとしたこと」を続けよう

生活する上でごみを全く出さないことは不可能です。しかし、今ご紹介したような「ちょっとしたこと」の積み重ねでごみを減らすことが、持続可能な社会の形成につながります。

こうした点を日々の生活の中で意識しながら、皆さんでごみの減量化に取り組ましましょう。

○問合せ先 役場建設環境課 環境整備係
☎ 35-7036

持続可能な社会の形成を目指して ごみの減量化に取り組もう

食品ロス

私たちの生活の中で必ず発生する「ごみ」。ごみはどうやって処理され、どこへ行きつくのかなど、ごみの処分について考えたことはありますか。今回は、ごみについて本町を取り巻く状況を把握し、環境に与える影響という視点からその問題について考えます。

進む持続可能な社会の形成

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標「SDGs（エスディージーズ）」を踏まえた取り組みが世界的に強化されています。

その中でも、「ごみ処理」については、ごみの量を削減するため、レジ袋の有料化などの「ちよつとしたこと」から、なるべくごみをださないようにという意識を向上させる試みが見られます。

ごみが環境に与える影響

ごみ問題の解決にあたっては、焼却の際に生じる排ガス、最終処分場の整備など、その過程においてさまざまな形で環境に与える影響も考慮しなければなりません。

また、焼却施設を維持できる年数や、最終処分場の許容量には限りがあることから、施設をできるだけ長く使うために「可能な限りごみを減らすこと」が求められています。

本町のごみ事情

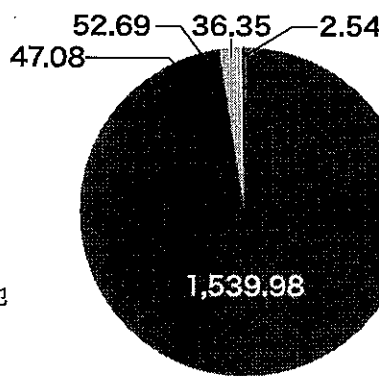
本町では、ごみ処理に関する業務を鶴岡市に委託しています。両市町間で締結した協定に基づき、鶴岡市にごみ処理や焼却施設・最終処分場の整備・運営に掛かる費用を支払っています。

最も多いごみは「もやすごみ」

家庭から出るごみの中で最も排出

量が多いのが「もやすごみ」です。

もやすごみは、再生利用できる「プラスチック・ペットボトル」「びん・缶」などのごみと違い、そのほとんどが焼却処分されます。いかにして、もやすごみを減らすかが課題となっています。



- もやすごみ
- プラスチック・ペットボトル
- びん・缶
- 金属・その他
- 蛍光管・乾電池

単位:t(トン)

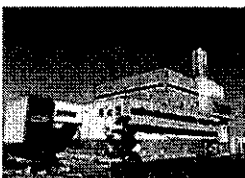
本町の家系一般廃棄物の内訳 (R2年度)
(ごみステーションに出されたごみの量)

ごみを減らすためには？

もやすごみの中には、普段の行動を見直したり、捨て方を工夫したりするだけで量を減らせるものがあります。また、再生利用できるものが含まれている場合もあります。

次のページで、捨て方に注意していただきたい例、再生利用できる例を紹介いたします。

知っておこう！鶴岡市のごみ焼却施設と最終処分場



「電力を地産地消」「ごみ・環境問題を学ぶ」新ごみ焼却施設

今年4月から鶴岡市の新しいごみ焼却施設が稼働しました。この施設では、焼却で発生する熱を使って発電を行っています。発電した電力は、施設で利用するほか、市内の小・中学校や公共施設に供給しています。また、施設内には見学者ホールが設けられ、ごみや環境問題について学ぶことができます。



「今秋に整備完了」鶴岡市一般廃棄物最終処分場











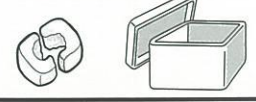
これまで使用してきた岡山一般廃棄物最終処分場が埋立て満了となり、現在は民間の最終処分場に埋立てています。こうした中、鶴岡市大荒地内に一般廃棄物最終処分場を整備中で、今秋には整備が完了する予定です。

資源リサイクルステーション・資源ポストをご利用ください

資源リサイクルステーション・資源ポスト開所日時

※令和4年1月2日は開所しません。1月9日は午後1時から4時まで開所します。

4月から10月までは毎週日曜日午前7時から正午まで
11月から3月までは毎週日曜日午前8時から正午まで

回収できます	主なもの	出し方
金属類	 鉄類・アルミ製品(アルミサッシのガラスは外してください)・ステンレス・銅・真鍮など	そのまま出してください
空き缶	 缶詰缶・一斗缶・使用済スプレー缶・カセットガスボンベなど	透明な袋に入れてください、使用済スプレー缶・カセットガスボンベは使い切ってから穴を開けないで、出してください
自動車部品 自転車など	 鉛バッテリー・ホイールのみ(アルミ又はスチール)・アルミホイール付タイヤ・自転車・農機具	そのまま出してください
廃油	 エンジンオイル(ガソリン・混合油・軽油・灯油は回収できません)	混ぜないで一斗缶などの金属製の容器に入れてください
使用済 小型家電	 ノートパソコン、液晶ディスプレイ、DVDプレーヤー、BSアンテナ、電話機、ゲーム機、カー用品(スピーカー除く)、付属コード、携帯電話など	乾電池・インク等を外して出してください 登録されたデータは必ず消去してください
上記以外の 家電	 石油ストーブ・電子レンジ・ビデオデッキなど主に外装が金属製の家電(外装がプラスチック製のものとは回収できません)	そのまま出してください
ペットボトル ・キャップ	 ペットボトルキャップとラベルを外し水洗いしたもの、 ペットボトル本体	ペットボトル本体は回収できません キャップ回収箱に入れてください
新聞紙等	 新聞紙、雑誌、段ボール	紙以外のもの(ビニール、アルミの付いている紙など)、汚れた段ボールは出さないでください 紙ひもで縛って出してください
雑紙	 トイレットペーパーの芯、紙箱(ティッシュ、お菓子等)、包装紙、紙袋、牛乳パック、封筒など	紙ひもで縛るか、紙袋に入れて出してください 牛乳パックは牛乳パックだけでまとめて出してください
びん類	 一升びん(茶色・緑)、ビールびん(大びんのみ)	そのまま出してください
発泡 スチロール	 発泡スチロール製緩衝材、保冷箱など	複数まとめて出す場合は、小さな物は透明な袋に入れ、大きな物はビニールひも等で縛って出してください

※令和3年4月1日より、衣料品、廃食用油、プリンターは回収しません。
※回収対象品であっても、汚れている場合は回収できません。
※紙類を出す際は、紙以外のもの(ビニール、アルミの付いている紙など)及び汚れた段ボール(塗料や油が付着したもの)は出さないでください。

回収できるか分からない物については、事前に右記回収業者にお問い合わせするか、または資源リサイクルステーション・資源ポスト開所時に係員にお問い合わせください。

三川町建設環境課 電話 0235-35-7036

回収できません	主なもの
家電リサイクル法対象品	 洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫 冷凍庫・テレビ・エアコン
生活用品	 布団・カーテン・たんす・ソファ じゅうたんなど木製品や布製品
衣料品・靴下・作業着・靴・カッパ等	 衣類・カバン・靴下・作業着・ぬいぐるみ・靴・長靴・カッパなど
その他	 びん類・ビニール類・食器類(陶磁器類・ガラス製品)・消火器・金庫・楽器・プラスチック製品(外装がプラスチック製の家電類含む)・電池・鏡・スチールホイール付タイヤ・ゴム部分だけのタイヤ・机・椅子・電気照明器具・電気カーペット・電気毛布・アルミサッシ(ガラスを外していないもの)・廃食用油・プリンター

問い合わせ先(回収業者等)

- 新聞紙等、雑紙、ビールびん、金属類、空き缶、自動車部品・自転車など、廃油(エンジンオイル)、使用済小型家電以外の家電
株式会社グリーンシステム
☎0235-25-6003
グリーンステーション鶴岡店
☎0120-237-889
- 使用済小型家電
株式会社鍋元商店 酒田営業所
☎0234-33-2626
- ペットボトル
フジメタルリサイクル株式会社 庄内工場
☎0235-35-1141
- 一升びん(茶色・緑)
庄内古紙リサイクル
☎0234-24-1505
- 発泡スチロール
東北イートップ株式会社
☎0235-64-5785

資源リサイクルステーション・資源ポスト案内図



町内会等集団資源回収量実績

単位：k g

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
びん類	8,079	7,028	6,238	6,126	5,777	4,629	3,833
雑誌	42,792	39,569	37,443	36,827	31,243	31,162	30,290
新聞紙	112,395	107,988	99,565	97,800	89,210	77,475	69,724
段ボール	44,227	39,748	36,875	39,900	40,180	38,568	37,646
牛乳パック	877	742	783	770	666	660	751
その他雑紙	—	—	—	—	—	510	670
空き缶・金属類	438	181	474	313	182	66	116
合計	208,808	195,256	181,378	181,736	167,258	153,070	143,030

資源リサイクルステーション回収量実績

単位：k g

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
びん類	1,319	855	895	1,396	1,760	1,653	1,655
雑誌	20,057	30,032	26,808	26,788	27,857	23,694	25,664
新聞紙	23,342	28,102	27,497	24,671	28,964	25,442	26,564
段ボール	14,301	21,773	21,076	21,093	20,820	23,636	27,872
牛乳パック	30	0	102	121	218	285	357
空き缶・金属類	154	140	171	204	324	317	413
発泡スチロール	287	187	225	192	356	319	499
合計	59,490	81,089	76,774	74,465	80,299	75,346	83,024

住民参加型空き缶回収量実績

単位：k g

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
アルミ缶	6,041	5,757	5,548	5,897	4,611	4,784	4,755
スチール缶	4,259	2,809	2,529	2,261	1,901	2,133	1,940
合計	10,300	8,566	8,077	8,158	6,512	6,917	6,695

小学校空き缶回収量実績

単位：k g

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
アルミ缶	1,095	880	880	634	626	489	458
スチール缶	310	251	211	90	35	38	23
合計	1,405	1,131	1,091	724	661	527	481

廃食用油回収量実績

単位：ℓ

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
廃食用油	586	517	610	569	591	555	655

資源ポスト回収量実績

単位：kg

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
アルミ製品	178	185	316	149	218	369	666
鉄製品	3,235	2,470	3,269	4,082	4,406	3,370	4,431
その他の金属製品	28	13	44	22	30	7	40
衣類	313	415	400	1,480	1,383	1,666	2,237
廃油	58	129	251	438	436	693	1,035
ペットボトル	715	720	519	1,139	1,711	1,626	1,792
その他	3,336	1,917	240	208	821	1,129	1,560
合計	7,863	5,849	5,039	7,518	9,005	8,860	11,761

巡回資源回収事業回収量実績

単位：kg

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
アルミ製品	1,098	1,232	1,080	1,198	655	331
鉄製品	19,958	14,264	15,389	15,408	10,440	8,025
その他の金属製品	207	125	85	257	160	40
紙類	6,206	5,463	7,122	6,839	7,527	6,208
衣類	2,685	3,132	1,829	1,850	2,566	903
廃油	843	922	664	987	471	443
びん類	231	270	158	168	82	83
ペットボトル	602	734	825	1,044	635	596
その他	6,683	7,530	6,862	11,473	8,550	660
合計	38,513	33,672	34,014	39,224	31,086	17,289

※平成28年度は、平成28年10月31日まで実施

使用済小型家電回収量実績

単位：台(上段)、kg(下段)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
パソコン	65	48	50	44	51	93
	306	209	201	206	291	501
プリンター	0	34	47	57	36	77
	0	277	351	563	275	584
パソコン用周辺機器	0	9	16	20	5	7
	0	5	12	24	2	7
携帯電話	44	41	10	1	2	19
	7	6	5	1	2	6
固定電話等	0	12	28	33	20	29
	0	18	34	71	49	99
ビデオカメラ	4	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0
デジタルカメラ	11	12	4	4	2	1
	5	5	3	3	2	1
ゲーム機	2	8	10	12	10	20
	5	14	9	14	22	45
DVD・CDプレイヤー等	9	30	43	53	33	61
	40	105	133	138	112	209
地デジ・BSチューナー	3	6	8	4	8	4
	6	16	14	6	12	9
ワープロ	10	4	5	8	6	11
	66	22	22	42	33	67
カー用品	0	15	12	13	9	7
	0	18	14	18	12	18
電子辞書	0	3	2	0	0	1
	0	2	2	0	0	1
その他	—	—	—	—	—	2
	35	42	97	0	0	1
合計	148	222	235	249	182	332
	474	739	897	1,086	812	1,548
再資源化した重量(kg)	454	699	851	1,051	785	1,450
再資源化率(%)	95.7	94.6	94.5	96.8	96.7	93.7

※平成27年度より開始

※平成27年度はイベント回収及び窓口回収による回収

※平成28年度はイベント回収、窓口回収及び資源RSによる回収

※平成29年度以降は使用済小型家電専用プレハブによる回収

次にごみの減量化・再資源化に向けた具体的な方策を紹介する。

<令和3年度の排出量見込みについて>

令和3年度の「家庭系ごみ」合計1人1日当たりの排出量は、前年度実績より約1.0%の減少を見込んだ。

「もやすごみ」1人1日当たりの排出量は、紙類の資源化・適正分別の指導・生ごみ減量化の啓発等により、前年度実績に比べ1.0%の減少を見込んだ。

「金属・その他」1人1日当たりの排出量は、資源回収や粗大ごみ回収の推進により、前年度実績に比べ1.0%の減少を見込んだ。

「びん・缶」1人1日当たりの排出量は、住民参加型空き缶回収システムの継続及び資源ポスト等の推進により、前年度実績に比べ0.5%の減少を見込んだ。

「プラスチック製容器包装類」及び「ペットボトル」についても、資源リサイクルステーションの利用推進やマイバッグ持参等の継続した啓発により、1人1日当たりの排出量を前年度実績と比較し1.0%の減少を見込んだ。

「蛍光灯・乾電池」については、平成23年度以降排出量がほぼ横ばいであるため、1人1日当たりの排出量を前年度実績と同量と推計した。

6. ごみの減量化・再資源化に向けた具体的方策

(1) ごみの減量化・再資源化の具体的推進方策

具体的施策としては、発生段階での発生抑制はもちろんのこと、適正排出の指導の徹底と併せて、できる限りの再資源化を図り減量化を行うものとする。

①ごみ発生抑制策の普及促進

ごみ減量化及び再資源化の第一歩はごみ発生抑制である。簡易包装容器を購入するなど、ごみになるものを買わない、増やさないなどという気運を醸成する。

②学習会への講師派遣

「混ぜればごみ、分ければ資源」という言葉があるように、分ければ資源となるものが、適正分別されていないためにごみとして処理されている。

きちんと分別してもらうには、分別に対する理解が不可欠であり、要望に応じて町内会や各種団体への講師派遣や学習会開催を支援し、町民に分別の徹底やごみ減量化への理解を求めていく。

③生ごみの減量化対策

家庭から排出されるごみのうち、重量として大きな割合を占めるのが生ごみであり、その減量化に努めるものとしている。生ごみ発生の原因となる食事の作りすぎや食べ残し、排出前の水切りの徹底について、各種団体が実施する学習会やイベントの場を利用して、町民への理解と協力を求めていく。

また、広報等を利用して生ごみ処理機の普及促進を図り、各家庭から排出される生ごみの減量化を図っていく。

さらに、平成29年度より生ごみ減量実証試験事業を実施し、町で準備した

生ごみ処理機（水切り、堆肥化バケツ等）を一定期間使用していただきながら生ごみ減量化の効果を検証した。一定期間使用後にアンケート調査を行ったところ、生ごみ処理機を使用いただいた多くの方から、生ごみ処理機を使用する前と比較して「ごみの重量が減った」「ごみ袋を出す回数が少なくなった」と回答をいただいた。本年度においては町広報等を活用し、生ごみ減量化の方法等を周知し、ごみ減量に対する意識改革を目指すものとする。

④資源回収の促進

各家庭において発生するビール瓶、一升瓶、スチール缶・アルミ缶、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑紙などについては、各町内会や育成会などが実施する集団資源回収を活用して再資源化に努めるものとする。また、各町内会や育成会などで行う集団資源回収や、町が管理・運営する資源リサイクルステーション及び資源ポストへ自己搬入し、再資源化に努めるよう指導する。

町内3小学校では空き缶回収事業を行っており、子どもの環境教育の推進のため、今後も学校に理解と協力を求め、継続して事業を展開するとともに、支援を行っていく。

⑤製品の再利用（リユース）の促進

各家庭において、物を大切にできるだけ長く使用し、それでも不要な場合はフリーマーケットやバザーを活用するなど、できるだけごみにしない努力をするよう町民に対して協力を求めている。

⑥事業所におけるごみ減量化対策

町内で事業活動を行う事業者は、事業活動に伴い発生するごみを適正に分別及び排出抑制したうえで鶴岡市の各施設に搬入するものとする。また、資源化できる段ボールや新聞紙などは再生業者へ依頼するなどし、可能な限り再資源化に努めるものとする。

鶴岡市クリーンセンターへの搬入は一般廃棄物に限るため、一般廃棄物と産業廃棄物の混在を避け適正分別を行い、自己搬入するか町が許可する収集運搬業者に委託して処理を行うものとする。また、事業所で生産される製品の過剰包装や使い捨て容器の生産・使用は極力避け、できるだけごみ減量化が進むよう協力を求めているものとする。

⑦プラスチックごみ削減の啓発

本町で実施してきたマイバッグ持参運動は定着したが、プラスチックごみ削減の取り組みとして、令和2年7月に全国でレジ袋有料化が義務化されたことにより、店舗などでレジ袋を必要とする人がさらに少なくなったと思われる。今後も継続してマイバッグ持参の啓発に努める。

また、近年、海洋性プラスチックごみが海の生態系に及ぼす影響がクローズアップされており、普段のごみ処理を通して、海にごみ流れないように啓発することも重要であるため、その周知に努める。

⑧使用済小型家電リサイクルの推進

平成25年3月に小型家電リサイクル法が施行されたのに伴い、資源リサイクルステーションの南側に設置した使用済小型家電専用プレハブでの回収等を実施しながら、「金属・その他」に分別されているごみの排出量の削減を目指すものとする。

⑨家庭で使用した廃食用油の回収

平成21年度から全町内会において家庭で使用した廃食用油を回収している。それまでは固化剤で固めたり、新聞紙にしみ込ませるなどの処理をした後に「もやすごみ」として廃棄していた。現在は資源として回収し、BDF（バイオディーゼルフェューエルの略。生物由来の油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称）に生成している。今後も町民に対しチラシや町広報などを活用して積極的に呼びかけることにより、ごみの減量化及び地球温暖化防止につなげていく。

⑩資源ポストの活用

平成22年6月より資源リサイクルステーションの南側に資源ポストを開所し、資源となるものを積極的に回収してごみ減量化の取り組みを行っている。平成29年度からは、使用済小型家電回収用のプレハブを設置したところであり、今後も回収チラシや町広報などで呼びかけ、更なる回収量の増加を図る。

⑪ごみ処理有料化に向けた検討

ごみの減量化と再資源化率の向上、排出量に応じた負担の公平化及び町民の意識改革やごみ処理経費削減のため、一般廃棄物処理の有料化実施が課題となっている。山形県内では、庄内地域の全市町でごみ処理有料化を実施していないが、鶴岡市及び酒田地区広域行政組合の各市町と情報共有しながら、引き続き検討するものである。

(2) ごみの減量化の目標

本年度のごみの減量化は、1日1人あたりの家庭系ごみの排出量の約1.0%の削減を目標に努力していくものとする。

7. ごみの適正処理計画

(1) 家庭における適正分別、適正排出指導

各家庭において適正分別を行い、再資源化を図ったうえで発生するごみについては個人で焼却処理をせず、ごみステーションに適正排出するよう指導する。

(2) 廃棄物の焼却（野焼き）の禁止

平成14年12月より焼却炉の構造基準が厳しくなったことに伴い、法律で定める構造基準を満たさない焼却炉での廃棄物の焼却は、野焼きと同じ扱いとなった。これにより、家庭での廃棄物の焼却は実質禁止となった。

一部例外項目はあるものの、町民に対して廃棄物の焼却は違反であると指導する。